

# SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

## 預託金という名の債権債務 (あるゴルフ会員権の行方)

私がゴルフを止めたのは今から11年前、94年のことだった。バブル崩壊の現実を目の当たりにしてゴルフを続ける心が萎えたのだ。であれば、ゴルフへの未練を断ち切るために会員権も処分しよう、と当時一つだけ持っていた会員権を処分した。価格はピークの3分の1程度に下がっていたが、それでも取得価格の3倍を超える値段で売れた。今思えば嘘のような値段だったが、未だバブルの余熱が残っていたのだろうか。ともあれ、私のゴルフ物語はそこで途切れた。

その後のゴルフ会員権の動きは、ゴルフをしない人でもご存知の通りである。民事再生法が施行されてからのゴルフ場の破綻処理は、まるで民事再生法がゴルフ場のために作られたのではないかと疑いたくなるように「破竹の勢い」で増えた。その結果、破綻ゴルフ場はその多くが外資系に買収され、いまではその買収会社が東証に上場するという皮肉な現象が起こっている。

しかし、ゴルフ会員権を巡っては全てが終わった訳ではない。未だ泣き笑いの物語が続いている。次に紹介するのはその一つである。

A社のBゴルフ会員権を巡る騒乱は非常に興味深い展開を見せている。以下、大凡の事実関係を書いてみる(金額等は脚色しています)。

- ・10年前、A社はC銀行に勧められ1,000万円のBゴルフ会員権を購入した。
- ・購入資金は全額C銀行のローンだった。
- ・担保はBゴルフ会員権の預託金(普通のゴルフ会員権ローン)である。
- ・2年前、ゴルフ場経営に不安を覚えたA社はローン返済をストップ、延滞状況となった。その時の借入残高は500万円。
- ・その後A社とC銀行は交渉を重ねたが埒があかず、C銀行は約定に従いBゴルフ場運営会社D社に代位弁済請求を行い、D社はA社に代わりC銀行に残債500万円を支払った。
- ・結果、C銀行のA社に対する債権はD社に移転し、A社に500万円(+損害金)を支払えという内容証明郵便が届いた。
- ・それに対し、A社は預託金債権と求償権債務を相殺するよう主張した。但し、預託金の償還期限は未だ到来していない。

- ・その後、D社は自らが発行したBゴルフ会員権を50万円で処分し、手数料等を差し引いた30万円を500万円に弁済した。残りの470万円を支払えという内容証明を送ってきた。
- ・A社は、納得できないと説明を求める文書を送り、D社より、預託金担保条項に従って処理したという内容の回答が届いた。
- ・A社は納得せず相殺を求めて戦う構え。

以上が現在に至るまでの概要であるが、この攻防の行方に関心を持つのは、D社が自身の預託金債務(1,000万円)を担保権行使により50万円で売却処分し、その代金を以て求償権に充当したという事実にある。

D社はC銀行のA社債務を肩代わりしたことにより、D社B/Sは次のようになった筈だ。

資産		負債	
.....		.....	
求償権	500	預託金	1,000
.....		.....	

そこで債務である預託金を裏付けに発行されたBゴルフ会員権を50万円で処分した。とすると、D社の債権債務はどう変化するのだろうか。

A社への求償権は470万円に減る。一方、Aが持っていた預託金という名の債権は、D社が売った先(誰かは分からない)に移転したのだからD社の債務は1,000万円のままとなる。となると、D社は、期限の利益を放棄して債権債務を相殺すれば500万円全額回収できたのに、たった30万円の回収しかできない行為を選択したことになる。D社は何故、債権を全額回収し自らの債務を減らすという行為を取らなかったのだろうか。この一見不可思議な行為の裏には何があるのだろうか。

正直、理由はよく分かる。もし相殺すれば、他の会員権保有者がA社と同じ行動を取るからだ。既に余力のないD社にはそれは初めからできない相談だった。だから苦肉の策として上記のような行動をとった、そう理解するしかない。

しかし、理由は分かっても果たして妥当なのか。自らの預託金債務を債権者の同意無くそれより遙かに少額で評価し処分する。それは自分の債務を投げ売りしたことと同じである。

債権を売るのではなく債務を売る?それができるなら、自社の銀行借入金を誰かに売ってしまいたいと思う社長は続出する。では、ないか?